令　和　３　年　１２月

江南市議会総務委員会会議録

12月８日

江　南　市　議　会　総　務　委　員　会　会　議　録

令和３年12月８日〔水曜日〕午前９時27分開議

本日の会議に付した案件

議案第85号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
のうち
総務部
の所管に属する事項

議案第94号　令和３年度江南市一般会計補正予算（第８号）
第１条　歳入歳出予算の補正のうち
企画部
総務部
消防本部
の所管に属する歳入歳出
会計管理者の補助組織
監査委員事務局
議会事務局
の所管に属する歳出

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（７名）

委員長	石原資泰君	副委員長	長尾光春君
委員	宮地友治君	委員	牧野圭佑君
委員	堀　元君	委員	伊藤吉弘君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（０名）

委員外議員（４名）

議員	三輪陽子君	議員	大薮豊数君

議　　員　片　山　裕　之　君　　　議　　員　宮　田　達　男　君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長　石　黒　稔　通　君　　　副主幹　前　田　昌　彦　君

主　　任　駒　田　寛　明　君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤　田　和　延　君
教育長	村　　　良　弘　君
企画部長	阿　部　一　郎　君
総務部長	本　多　弘　樹　君
消防長	高　島　勝　則　君
地方創生推進課長	矢　橋　尚　子　君
地方創生推進課主幹	八　橋　直　純　君
秘書政策課長	平　松　幸　夫　君
秘書政策課主幹	田　中　元　規　君
秘書政策課副主幹	山　口　尚　宏　君
財政課長	安　達　則　行　君
財政課副主幹	大　脇　宏　祐　君
総務課長	今　枝　直　之　君
消防署長	上　田　修　司　君
消防署東分署長	上　村　和　義　君
消防署主幹	黒　谷　高　夫　君
消防署主幹	栢　本　忠　幸　君

消防署主幹　　　　　　　　　　　村　上　祥　一　君

午前９時27分　　開　会

○委員長　　少し早いですけれども、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。

本年最後の総務委員会となりますので、本日もよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、マスクの着用は適宜といたしますので、よろしくお願いします。

それでは、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長　　おはようございます。

去る11月26日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　　市長はこの後公務がございますので、ここで退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第85号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてをはじめ２議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第２項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいて結構です。

議案第85号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
のうち
総務部
の所管に属する事項

○委員長　　最初に、議案第85号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、総務部の所管に属する事項についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　　議案第85号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の12ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

13ページをお願いいたします。

この条例の一部を改正する条例案でございます。

総務課所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、14ペ

ージをお願いいたします。

第１条及び第５条第１項におきまして、法律の改正に伴い、引用する号数にずれが生じましたことから改正をするものでございます。

以上が総務課所管の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前９時31分　　休　憩

午前９時31分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号　令和３年度江南市一般会計補正予算（第８号）

第１条　歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長　　続いて、議案第94号　令和３年度江南市一般会計補正予算（第８号）、第１条　歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、会計管理者の補助組織、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課の人件費に関わる説明は、補正予算の審査の冒頭に秘書政策課が行い、審査をし、その後、人件費に関わる補正予算以外を各課ごとに歳入歳出一括で審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　　それでは、議案書の69ページをお願いいたします。

令和３年議案第94号　令和３年度江南市一般会計補正予算（第８号）でございます。

そのうち、総務委員会所管の人件費につきまして御説明をさせていただきます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

上段の１款１項１目議会費から、88ページ、89ページの上段、２款１項８目防災安全費を除きます、92ページ、93ページの下段、２款６項１目監査委員費までの人件費等と各所管事業の共済費でございます。

次に、122ページ、123ページの中段をお願いいたします。

９款１項１目消防総務費から、124ページ、125ページの中段、３目消防署費までの人件費等でございます。

次に、138ページから147ページには、人件費補正に関する給与費明細書を掲げております。

続きまして、別冊の令和３年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の６ページをお願いいたします。

６ページから15ページには、人件費補正に関します支出科目ごとの給与費明細書を掲げております。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。
　質疑はありませんか。
○長尾委員　　今回、人件費補正ということで、多分説明資料のほうの６ページのところに職員数というのが書かれているので、多分この人数が原因になったのかなという認識はしているんですけど、原因になった分の人の補塡という表現がいいのかな、会計年度任用職員等の採用等で実施しておりますという話がいろいろ随所に出ていたと話を聞いているんですけど、しっかりと人の手当というのは、問題なく今の状態で行えているという認識でよろしかったでしょうか。
○秘書政策課長　　職員の急な休職とか産前休暇・産後休暇等ございましたら、まずすぐに職員の採用というのはできませんので、まずは会計年度任用職員で対応できるかどうかの判断を担当課のほうと協議して、適切に対処しております。
○委員長　　ほかに質疑はありませんか。
〔挙手する者なし〕
○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて地方創生推進課について審査をいたします。
　当局から補足説明がありましたらお願いいたします。
○地方創生推進課長　　地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。
　議案書の80ページ、81ページをお願いいたします。
　歳入でございます。
　中段の21款諸収入、５項２目11節雑入で説明欄の地方創生推進課のコミュニティ助成事業助成金でございます。
　次に、84ページ、85ページをお願いいたします。
　歳出でございます。
　人件費以外の補正予算につきましては、上段の２款総務費、１項総務管理費、１目地方創生推進費で地域団体支援事業でございます。
　補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。
○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　何点か質問させていただきたいと思いますけれども、まず１点目は、これまでコミュニティ助成制度を活用した区はどこの区なのかを分かれば10年ぐらい遡って教えてほしいんですけれども。

○地方創生推進課長　　これまでコミュニティ助成事業交付金を活用した区、町内会は、平成24年度が五明区と北野区、平成25年度が砂場区と安良区、平成26年度が力長区とナビタウン江南Ⅱ町内会、平成27年度が鹿子島区と和田区、平成28年度が宮後中区と般若区、平成29年度が宮後上区と県営宮後住宅自治会、平成30年度が南山区、令和元年度が山尻区、令和２年度が本郷区と小脇区、令和３年度が上奈良区と今回補正をお願いしております北野区でございます。

○伊藤委員　　今、お聞きしていますと北野区が２回出てきたんですけれども、これって今回北野区に助成金が交付されると、申請されている残りの区というのはどこが残っているんですか。

○地方創生推進課長　　現在、市に申請されていますコミュニティ助成事業で、実施していない区は勝佐区となります。令和４年度実施事業として、今年度の９月に県を通じて一般財団法人自治総合センターへ申請をしているところでございます。

○伊藤委員　　残りの勝佐区に助成金が交付されますと一段落ということになるんですよね。そうすると、今後新たにどんなような形で募集をかけていくのか、スケジュールが分かれば教えてほしいです。

○地方創生推進課長　　今後の募集につきましては、令和４年４月に開催をいたします区長・町総代会で令和５年度以降の事業の募集を御案内し、６月頃までに必要書類を提出いただきます。例年、事業実施の前年度の８月から10月頃に一般財団法人自治総合センターへ県を通じて申請をいたしますので、令和５年度の事業につきましては、勝佐区の採択状況を踏まえた上で令和４年の10月頃までに申請をし、令和５年の３月から４月頃をめどに採択の決定の通知がされます。

採択がされれば令和５年６月の補正予算に計上し、区、町内会で執行するという流れになります。

○伊藤委員　　流れはよく分かりました。

前の委員会でも少し質問あったと思うんですけれども、区が希望する備品というものは、基本的に全て認められるものなんでしょうか。認められない備品とかあるわけでしょうか。

○地方創生推進課長　　コミュニティ助成事業の対象は、コミュニティ活動に必要な備品で、テレビ、コピー機、パソコン、音響設備、机、椅子などの備品、またみこしの修繕なども対象になります。対象とならないものにいたしましては、土地の取得、既存設備の修繕、撤去、外構工事、消耗品などで、対象となるもの、ならないものの一覧が県から例示をされており、不明確なものにつきましては一件ずつ事前に県へ確認をしております。

○伊藤委員　　よく分かりました。

あと、上限ですね、今回、北野区ちょっと少ないような感じですけれども、上限というのは決められているわけですか。

○地方創生推進課長　　コミュニティ助成事業の助成額の上限ですけれども、１件につき100万円から250万円までの範囲内で助成金が交付されます。10万円単位で交付されまして、10万円未満は切捨てということになります。

○伊藤委員　　そうすると何か助成を受けな損なような気がするんですけれども、実際、今回少ないですよね。これは区のスタンスというか希望だと思いますので、いいかと思いますけれども、一番ちょっと気になっているんですが、複数の申請がある場合、当然優先順位というのが非常にこれは気になってくるんですよね。抽せんで決められるのか、例えば早い者勝ちなのか、いわゆる申請順なのか、その辺のところをちょっと順序が気になるので、すみません。

○地方創生推進課長　　江南市から申請ができる一般コミュニティ助成事業の件数は、愛知県から年間２件までということで通知をされておりますので、それを超える申請があった場合には、江南市コミュニティ助成事業申請事務取扱要綱に基づきまして、副市長及び関係３部長による審査会を開催し、優先順位を決定いたしますが、いずれの事業も申請要件を満たしており、優先順位の決定が困難である場合、公開の場でのくじによる抽せんを行い、優先順位を決定いたしております。

○伊藤委員　　ちょっと気になるんですけど、例えば過去に申請を受けた区がある場合、申請を受けていない区がある場合、当然申請を受けていない区というのは優先されるわけですか。

○地方創生推進課長　　市の事務取扱要綱におきまして、助成事業の実施年度以降５年間は申請が行えないということと規定しておりますので、最後の申請は期間を空けていただいておりますけれども、全ての区が申請の要件を満たしておる場合にはくじになると考えております。

○伊藤委員　　分かりました。

北野区が２回という理由がよく分かりました。以上でございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　　令和３年度江南市一般会計補正予算（第８号）の財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入となります。

議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

下段、19款繰入金、１項１目１節基金繰入金で、説明欄の１つ目でございます。江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊となりますが、令和３年度12月補正予算説明資料の４ページをお願いしたいと思います。

一般財源調となりまして、19款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防長　　消防本部消防署の補正予算を御説明申し上げます前に、今回の救急車の接触事故の件につきまして大変申し訳なく深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことがないよう届出、報告をしっかり行い、再発防止に努めてまいります。また、職員に対し再度交通安全と安全運転への注意喚起を徹底し、交通事故防止に万全を期すよう心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、消防本部消防署所管の補正予算につきまして御審議よろしくお願いいたします。

○消防署長　　消防署所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

最初に歳入でございます。

議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の18款１項２目１節消防費寄附金でございます。

続きまして、人件費補正を除く歳出について御説明申し上げますので、議案書の124ページ、125ページをお願いいたします。

上段にございます９款１項３目消防署費、所管は消防署で1,201万9,000円の減額でございます。

内容につきましては、125ページの説明欄の中段をお願いいたします。

救助事業の救助資機材整備・保全事業におきまして158万2,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、その下にございます応急手当普及啓発事業におきまして38万7,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　ちょっと２点ぐらい事業ですね、救助資機材整備・保全事業と応急手当普及啓発事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず初めに、軽量空気ボンベの124万7,000円なんですけれども、これ非常に高いんですけれども、これはボンベの本数と、あと今回どういった理由で

購入されるかと、まず最初に教えてください。

○消防署長　　まず空気ボンベですが、火災現場で使用する空気呼吸器の軽量空気ボンベ13本が本年８月に使用期限切れとなったため、新たに軽量空気ボンベ13本の購入をお願いするものです。金額といたしましては、１本当たり税込み金額が９万7,900円で、合計127万2,700円となります。執行残額２万6,500円を差し引いて124万6,200円でございます。

○伊藤委員　　分かりました。

あとボンベなんですけれども、現在、何本軽量空気ボンベを保有しているんでしょうか。

○消防署長　　ボンベの本数ですが、今年度の当初68本を保有しておりましたが、８月に13本が使用期限切れとなって、現在55本でございます。

○伊藤委員　　今、使用期限切れと言われたんですけど、これ使用期限というのは何年でしょうか。

○消防署長　　軽量空気ボンベは、高圧ガス保安法で一般複合容器に位置づけられまして、使用期限が製造から15年と定められております。その間に３年ごとにボンベの適正な状態を確認する検査、再検査が義務づけられております。

○伊藤委員　　分かりました。

先ほど68本保有されていると言ったんですけれども、これボンベに必要な算定基準、何個必要なのかという基準というのは、どういうふうに出されているんですか。

○消防署長　　基準の本数ですけど、空気呼吸器の保有数を基準に算定をしておりまして、現在空気呼吸器が27基ございます。27基に対して予備ボンベを使用した際に付け替える必要があります。それと、空気を充塡するのに業者に出しますので、その期間等を見込みまして最低が68本と見ております。計数としまして保有空気呼吸器の台数に2.5を掛けた数字が必要というふうに考えております。

○伊藤委員　　算定基準がよく分かりました。

あと墜落制止用器具なんですけれども、これは今回購入された理由と、例えば法が改正されたのか、あと機器は一体どういったものなのか、あと器具

一式だけではちょっと高価なような気がするんですけれども、ほかの器具も附属に買われているのか、ちょっとその辺のところが分からないものですから教えてください。

○消防署長　　墜落制止用器具というのは、高所作業の法令改正に伴いまして、はしご車運用時に必要な墜落制止用器具の整備を図るものです。

内容といたしましては、専門的な用語となってしまいますが、フルボディーハーネスは全身を包むというか全身タイプの安全帯と、ショックアブソーバー付ランヤード、これは従来はロープでしたけれど、それが幅３センチぐらいのストラップがありまして、それが衝撃を緩衝させるために蛇腹状に折り畳んで、それが縫いつけてあるんです。それが万一落ちたりして力が加わったときに、糸がちぎれて伸びていくことによって衝撃を和らげるというタイプなんですけど、そういったものを救助者用を２組と要救助者ですね、助ける人に４組の合計６組と、あと胴ベルト型墜落制止用器具は、従来の胴に巻くベルトに先ほど申しました衝撃を和らげるランヤードというものを取り付けたもの２組を購入するものです。

金額といたしましては、救助者用の最初に申しましたフルボディーハーネスにショックアブソーバーつきのものが16万6,680円で、要救助者用の４組が14万6,520円、そして胴ベルト型墜落制止用器具２組が２万900円で合計33万4,100円となっております。

○伊藤委員　　これは法が改正されて、どこの消防でも同じような形で今回そういう形になっているんですかね。

○消防署長　　法律が改正されましたので、どこの消防もこういった装備に至ってきていると考えております。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

あと応急手当普及啓発事業で２点だけお聞きしたいんですけれども、購入の理由と、このトレーナーは多分高いもんですから、何基ぐらい購入されるものなんでしょうか。

○消防署長　　ＡＥＤトレーナーですが、応急手当講習に使用しておりますＡＥＤトレーナーになります。これが劣化が著しくて、講習に支障を来さないように資機材の整備を図るということです。

内容といたしましては、一般に多く普及されているＡＥＤと、あと今年度更新を予定しております市内の公共施設に設置してあるＡＥＤの同型のＡＥＤのトレーナーをそれぞれ２基で合計４基を購入するもので、金額といたしましては、１基当たりで税込み価格が９万9,000円と９万4,050円の合計で38万6,100円となります。

○伊藤委員　　分かりました。

あと一点だけですけれども、応急手当の取組は非常に重要なんですけれども、このコロナ禍の中でなかなか実施は難しいと思うんですけれども、応急手当を実施した件数が分かればちょっと教えてほしいんですけど、申し訳ございません。

○消防署長　　今年度で申し上げますと、実施状況といたしましては、やはり昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により講習の休止期間がございましたが、現在は再開しております。10月末日で28回を開催しておりまして、1,169人の方に受講していただいております。

○伊藤委員　　なかなかこれも難しいと思うんですけれども、やっぱりコロナ禍の中でも倒れる人はいますので、やはり人工呼吸器じゃなくて心臓マッサージだけでも十分効果はありますので、あとＡＥＤの取扱いですね、その辺のところがありますので、やはり過去に受けられた団体にもアウトリーチじゃないですけれども、どうですかという勧めである程度やっていただくとちょっといいと思うんですけれども、私も毎年地元で受けているもんですから本当に重要性はよく分かっていますので、ぜひとも啓発のほうよろしくお願いします。ということでお願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　ちょっとお尋ねします。

この間の火災がいろいろたくさんあるんですけれども、消防団に対しての第１次出動、第２次、第３次まであるんかね、あれは。第２次までかね。第３次まであるわけやね。第１次と第２次と第３次の違いをちょっと教えて、出動の範囲。

○消防署長　　消防団の出動ですが、第１次はそこの該当した管区の団が出動します。第２次は隣接した団が出動します。第３次は、地内全域の消防団が

出動がかかります。
○堀委員　　それで、例えば第３次出動となると相当大きい火災ということですね。そういう場合に、消防署員の非番の方とか、そういう方には出動はかかるんですか、要請は。
○消防署長　　第１次はもちろんですけど、第２次、第３次もメールが来ますので、基本的に確知をしたらすぐに来ますので、集まりまして、第２次がかかったら第２次の出動車両が決まっておりますので、車両が出動します。第３次がかかったら残りの消防車両で現場に行くという形になっています。
○堀委員　　それは分かりました。
○委員長　　堀委員、すみません。
　今日のこの予算にちょっとかけ離れている。
○堀委員　　予算に関係するからだわ。
　ということは、時間外等で出動がかかるわけですね、署員も。そういう場合に、いわゆる時間外手当とかそういうものが常に関連してくると思うんですけれども、例えば夜中に非番の消防署員が第３次がかかったから出動ということになってくると、そういう場合に対してのいわゆる時間外手当とか、そういうものはどうなるの。
○消防署長　　非番員が登庁した時間から、あとは解散がかかるまでですね。火災鎮火後、引き上げた後も次の出動の準備等がございますので、それを全て終わって、当直責任者が確認して、何時何分で解散をかけるぞという形で、その時間までが時間外となっております。
○堀委員　　それで、要するに夜中でもそういう場合があるわけですね。
　そういうときのいわゆる署員に対しての時間外手当とかそういうものをもっと優遇するとか、もっと高くするとか、そういうものをやっぱり考えたほうがいいよ、大変だから。本当に非常にこの前も現場を見ておったんですけど、家の中が全部煙で中へ入っていくのにマスクから何から、あれは本当に命に関わるような状況になるわけですよ。ですから、特にそういう危険ないわゆる出動等に関しましてはしっかりと対応できるように、十分にその署員が活躍できるような体制を整えていただきたいというふうに思います。
○委員長　　ということでまたお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　　それでは、私から質問させていただきますが、先に歳入側の話で、今回ボンベの購入とＡＥＤトレーナーの中で寄附金が使われているということでトータル185万8,000円というのがあるんですけど、これはどういう内容のものか分かりますでしょうか。

○消防署長　　こちらは市内在住の方からの寄附金を充当するということになっております。

○長尾委員　　寄附金について分かりました。

では続いて、先ほど署長のほうから軽量空気ボンベ13本購入したということで、そちらの理由が８月に使用期限が切れたという話で今話があって、今回12月でこの後購入されるかと思うんですけど、結局、そうすると４か月、５か月の期間の分、もしくは実際に使える状態でないという期間があったかと思うんですね。それって、先ほど堀委員が言われたように、危険な現場に出られるというところで、もしかすると致命傷になりかねないような話かなというふうにちょっと危惧しておりまして、今回は今分かった時点で多分購入という手続をされるということで出されたと思うんですけど、今後、今ある55本の使用期限というのもしっかり管理していただいて、事前に耐用年数が切れる前に購入手続すべきだと考えるんですけど、今その状態って把握されていますでしょうかね。

○消防署長　　そうですね、ボンベ13本が使用期限が来るというのは、ボンベも管理されておりますので、分かっておりました。若干、法の解釈の違いがございまして、通常の鉄製のボンベは使用期限がないんです。検査の期間は、切れる時期が決まっていまして、その期限が切れて、後は点検をしないと入れられないよ、充塡ができませんという形なんです。軽量ボンベに関しても、充塡ができないというふうに担当が判断しておりまして、その13本も期限が切れる前にいっぱいにして、予備として置いておくという計画でおりました。来年度以降、例年１本ずつ購入はしてきたんですけど、ちょっと増やして、それを確保していくという計画でいたんですが、今年、業者さんから、これもう持っていることも駄目だよということを言われたもんですから、ちょっと慌てた補正でお願いするという形になってしまったという経緯でございま

す。
○長尾委員　　最後に要望でありますけど、今回の話をお聞きになったということで、これまで知らなかったという話では仕方ないんですけど、今後は事前に分かっているものから購入手続をしていただけると幸いですので、よろしくお願いいたします。
○堀委員　　また、補正予算についてですけど、この前の例の救急車がへこんだところをまだ直してあらへんでしょう、あれ。早く予算をつけて修理するように。まだ直っておらへんがや、へこんだところ、救急車の。
○委員長　　今、堀委員からそういうことがありましたので、直していないんであれば直してやっていってください。いいですか。
　ほかに質疑はありませんか。
〔挙手する者なし〕
○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
　暫時休憩いたします。
午前10時06分　　休　憩
午前10時06分　　開　議
○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
　議案第94号を採決します。
　本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
　以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。
　なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長　　続きまして、行政視察についてを議題とします。

この件につきましては、去る９月の委員会におきまして新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種状況を踏まえながら協議していくとしており、何か御提案がある場合には正・副委員長までお知らせいただくようお願いしておりましたが、現在のところ御提案はございません。

つきましては、今年度の当委員会の行政視察につきましては実施しないということにしたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでございますので、実施しないこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、意見がありましたけれども、今日までにちょっと意見がございませんでしたし、通常であれば６月に上がって10月に実施するんですけど、今コロナが少し明けて、各会派の方も行政視察に行かれるというふうに聞いております。ちょっと日程上、正・副委員長で話もしましたけれども、難しいということで大変申し訳ありませんが、今年度につきましては実施しないということでお願いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

常任委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、常任委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、去る９月の委員会におきましてテーマを決めていただきました。その後、日程、講師について調整させていただきましたので、御報告させていただきます。

講師につきましては、愛知県防災安全局防災部消防保安課消防・広域化グループ伊藤氏と井上氏、研修テーマについては、消防行政についてとし、日程については令和４年２月３日木曜日午後１時30分からとします。このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は、愛知県防災安全局防災部消防保安課消防・広域化グループ伊藤氏と井上氏、研修テーマは消防行政についてとし、日程は令和４年２月３日木曜日午後１

時30分からとすることに決定いたしました。

　なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

　以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

　以上で総務委員会を閉会いたします。

午前10時09分　閉　会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 ２ ９ 条 第 １ 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

総 務 委 員 長　 石 原 資 泰